

第6章 警備実施

自然災害への対処

東日本大震災への対応

東日本大震災による被害は、発災から3年11か月が経過し、死者15,890人、行方不明者2,590人等となりました。

これまでに、全国警察から岩手、宮城及び福島各県警察（以下「被災3県警察」という。）に対し、延べ約126万人の警察職員を派遣するとともに、全国警察からの特別出向により警察官を増員するなどして、被災地における警察活動を強力に推進しています。

被災3県警察では、現在も、福島県警察に対する応援部隊を含む約4,040人体制で、仮設住宅の防犯活動、行方不明者の捜索活動、避難指示区域等における警戒警ら活動等を行っており、今後とも被災地の情勢等に的確かつ柔軟に対応するため、対処体制を確保し、地域に密着した活動を継続的に推進することとしています（平成27年2月10日現在）。

大雨等の自然災害

■ 大雨

台風及び前線の影響により、26年7月30日から8月26日にかけて、各地で局地的に雷を伴う大雨が観測されました。特に、8月19日夜から20日明け方にかけて広島市を中心に降った大雨に伴う大規模な土砂災害により、死者74人、負傷者44人の被害が発生しました。

警察では、この災害に関し、関係都道府県警察において指揮体制を確立するとともに、19都道府県警察から広域緊急援助隊を始めとする警察災害派遣隊延べ約9,200人を派遣し、被害情報の収集、被災者の救出救助、行方不明者の捜索等の活動を実施しました。



行方不明者の捜索活動（8月、広島）

■ 火山の噴火

9月27日、長野県及び岐阜県の県境の御嶽山が噴火し、死者57人、行方不明者6人、負傷者69人の被害が発生しました。

警察では、この災害に関し、関係県警察において指揮体制を確立するとともに、10都県警察から機動隊や山岳救助隊を含む部隊延べ約1,300人を派遣し、被害情報の収集、被災者の救出救助、行方不明者の捜索等の活動を実施しました。



行方不明者の捜索活動（9月、長野）

今後の大規模災害への備え

■ 危機管理体制の再構築

警察では、東日本大震災における反省、教訓を踏まえ、災害に係る危機管理体制を再構築するため、組織横断的な取組を行っています。

各都道府県警察においては、災害対処能力の向上や初動態勢の確立に向けた取組を計画的に進めているほか、南海トラフ地震、首都直下地震等の被害想定や局地的な豪雨による土砂災害等最近における災害の特徴を踏まえつつ、各都道府県の地理的特性に応じた災害対策を推進しています。

また、警察庁においては、災害対処能力の向上を図るため、土砂災害や大雨被害等の災害の特性を踏まえた装備資機材の充実強化、より災害現場に即した環境で体系的・段階的な救出救助訓練を実施するための災害警備訓練施設の整備等の取組を推進しています。



広域緊急援助隊合同訓練（9月、岩手）



災害警備訓練施設（完成イメージ）

■ 防災業務計画の修正・業務継続計画の改正

国家公安委員会及び警察庁では、26年1月の政府の防災基本計画の修正を踏まえ、3月、**「国家公安委員会・警察庁防災業務計画」の修正**を行いました。今回の修正では、災害現場に即した環境下における教養訓練の徹底や避難行動要支援者等の実態把握の推進等について定め、大規模災害への対応力の強化を図りました。

また、3月の政府業務継続計画（首都直下地震対策）の策定等を踏まえ、10月、**「国家公安委員会・警察庁業務継続計画（首都直下地震対応）」の改正**を行いました。今回の改正では、首都直下地震の新たな被害想定を盛り込んだほか、非常時優先業務と管理事務の区分、救助用資機材の確保等について定めています。

■ 今後の災害対策の見直し

警察では、今後発生が懸念される南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害における警察措置について、政府の各種計画の策定・見直し等を踏まえ、引き続き、部隊派遣計画等の具体的な検討を進めていくこととしています。